

## 広島県告示第三百二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和三年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

四 梅 ノ 木 ( 七 a) 四	区域の名称 の自然現象 の発生原 因となる 種類	土砂災害警戒区域 表区 域 示の 次の図のとおり	所 在 地	土 砂 災 害 警 戒 区 域	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域
			広島県呉市焼山町地内		

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。